

認定社会福祉士認定研修細則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する相談援助実務経験
10 年以上及びチームリーダー的職務経験 5 年以上について

2016 年 6 月 5 日理事会

沿革 2017 年 3 月 12 日改正

2017 年 6 月 11 日改正

1 相談援助実務経験について

(1) 対象となる相談援助実務経験の期間

- ・社会福祉士資格取得後かつ認定申請時の直近 15 年以内の相談援助実務経験を対象とする。15 年を過ぎた経験は含めることができない。

(2) 対象となる相談援助実務経験の対象

- ・「認定社会福祉士認定規則第 9 条第 3 号、第 9 条の 2 第 2 号、第 19 条第 4 号、第 24 条第 3 号、及び第 33 条第 4 号で定める相談援助実務経験の範囲等について」において規定する実務経験による。

(3) 所属長の証明

- ・(1)及び(2)について、勤怠を管理する所属長の証明を必要とする。

(4) 書式

- ・書式は別に定める。

2 チームリーダー的職務経験について

(1) 対象となる職務経験の期間

- ・社会福祉士資格取得後かつ認定申請時の直近 10 年以内のチームリーダー的職務経験を対象とする。10 年を過ぎた職務経験は含めることができない。
- ・チームリーダー的職務経験の期間は、相談援助実務経験の期間との重複を可とする。

(2) 対象となるチームリーダー的職務経験の対象

- ・組織や機関において相談援助業務のマネジメントを行う管理業務（管理職）や複数の職員の業務のとりまとめ業務を対象とする。
- ・民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所調停委員、専門職後見人、保佐人、補助人及び後見監督人は、チームリーダー的職務経験に含めることができない。

(3) 所属長の証明

- ・(1)及び(2)について、勤怠を管理する所属長の証明を必要とする。

(4) 書式

- ・書式は別に定める。

3 照会制度

認定社会福祉士認定研修受講者は、相談援助実務経験及びチームリーダー的職務経験について「認定社会福祉士認定規則第 9 条第 3 号、第 9 条の 2 第 2 号、第 19 条第 4 号、第 24 条第 3 号、及び第 33 条第 4 号で定める相談援助実務経験の範囲等について」において規定する照会制度を用いて、定められた期間に照会をすることができる。